

様式第 10

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
市川市	市川市	平成27年度～令和元年度	平成27年度～令和元年度

1 目標の達成状況  
(ごみ処理)

指 標	現 状 (平成25年度)	目 標 (令和2年度) A	実 績 (令和2年度) B	実績 /目標	
排出量	事業系 総排出量	32,448 t	30,712 t	30,129 t	131.4 %
	1 事業所当たりの排出量	2.69 t	2.54 t	2.56 t	85.7 %
	生活系 総排出量	107,741 t	101,977 t	108,214 t	-7.4 %
	1 事業所当たりの排出量	191.3 kg/人	182.8 kg/人	180.0 kg/人	134.1 %
合 計 事業系生活系総排出量合計	140,189 t	132,689 t	138,343 t	24.1 %	
再生利用量	直接資源化量	8,809 t	9,708 t	9,982 t	90.0 %
	総資源化量	31,461 t	33,182 t	28,448 t	-69.2 %
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	42,963 MWh	41,324 MWh	52,422 MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	12,199 t	10,699 t	14,688 t	-316.7 %

※目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成26年度)	目 標 (令和2年度) A	実 績 (令和2年度) B	実績 /目標	
総人口	474,340 人	450,993 人	492,283 人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	309,260 人	314,160 人	346,100 人	110.2 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	65.2 %	69.7 %	70.3 %	113.3 %
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0 %	0 %	0 %	0 %
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	71,272 人	57,849 人	61,397 人	106.1 %
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	15.0 %	12.8 %	12.5 %	113.6 %
未処理人口	汚水衛生未処理人口	93,808 人	78,984 人	84,786 人	107.3 %

※目標未達成の指標のみを記載。

## 2 目標が達成できなかった要因

(ごみ処理)

### (1) 排出量

- ・事業系ごみ（1事業所当たりの排出量）

目標 2.54 t に対して実績 2.56 t となっており、0.02 t の増加となっている。

事業所数の減少幅に比べ、事業系総排出量の減少幅が小さかったことが主な要因と考える。

- ・生活系ごみ（生活系総排出量）

目標 101,977 t に対して実績 108,214 t となっており、6,237 t の増加となっている。

1人当たりの排出量の実績は目標を達成できていることから、計画時には減少すると想定していた人口総数が、実際には増加したことが主な要因と考える。

- ・事業系生活系総排出量合計

目標 132,689 t に対して実績 138,343 t となっており、5,654 t の増加となっている。

事業系総排出量は目標を達成できていることから、人口総数の増加に伴い生活系総排出量が増加したことが主な要因と考える。

### (2) 再生利用量

- ・直接資源化量

ごみの総排出量に対する直接資源化量の割合は、目標 7.3% に対して実績 7.2% となっている。

ごみの総排出量の増加及び人口総数の増加に対し、市民への分別ルールの周知徹底が及ばなかったことが主な要因と考える。

- ・総資源化量

ごみの総排出量に対する総資源化量の割合は、目標 25.0% に対して実績 20.6% となっている。

焼却灰の資源化に関して、予定していた搬出先の受入ができなくなったことから、埋立処分に切り替えたことが主な要因と考える。

### (3) 最終処分量

- ・埋立最終処分量

ごみの総排出量に対する埋立最終処分量の割合は、目標 8.1% に対して実績 10.6% となっている。

主な要因は、(2) 再生利用量の総資源化量に記載した理由によるものとする。

(生活排水処理)

未処理人口に係る目標を達成できなかった要因は、処理人口については目標を達成しているため、未処理世帯の下水道接続切り替えが進まなかったこと、下水道が整備されていない地域において、合併処理浄化槽への転換が進まなかったことによるもの。

### 3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和7年度まで（第2次計画目標年度）

（ごみ処理）

#### (1) 排出量

○事業系ごみ（1事業所当たりの排出量）について

- ・事業系ごみの減量・資源化対策  
ごみ減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図る。  
小規模事業者に対し、分別・資源化の誘導・支援を行う。

○生活系ごみ（総排出量）及び事業系生活系総排出量について

- ・生ごみの減量  
家庭から出る燃やすごみの3～4割を占める生ごみ削減のため、家庭でできる生ごみの減量対策を進める。  
食品ロスの削減  
生ごみ水切りの促進  
生ごみの堆肥化の促進 など
- ・リユースの促進  
リユース文化の普及・啓発  
リユースショップ等の活用促進
- ・市民の意識向上  
ごみ処理行政への市民参加  
3Rに関する環境学習を継続的に行う。

#### (2) 再生利用量・最終処分量

○直接資源化量について

- ・回収品目や拠点配置の見直し  
集団資源回収、集積所収集及び拠点回収の役割分担を整理し、回収品目や拠点配置の見直し等を行い、市民が利用しやすい回収拠点づくりに努める。
- ・資源物回収の促進  
販売店における使用済み製品（新聞、食品トレイ、紙パック、ペットボトル等）の資源物回収を促進する。

○総資源化量及び埋立最終処分量について

- ・焼却灰の処分  
関係部署と調整して受入れ先を確保し、焼却灰の資源化に努める。

(生活排水処理)

今後も継続して浄化槽設置整備事業を展開し、公共下水道事業と連携して未処理人口を減少させていく。

(都道府県知事の所見)

目標を達成することができなかった指標について、「3 目標達成に向けた方策」を適切に実行し、早期に目標を達成する必要がある。